

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日が休日である場合)  
当該年度から昭和六十二年度までの各年度分

◆条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

目 次

附則第十四項及び第十五項中「三十九万円」を「三十一年万円」に改める。  
 附則第二十一項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改める。  
 附則第二十八項中「昭和六十一年度分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度分」に改める。

同條に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則第四十七項中「昭和六十一年六月三十日」を「昭和六十四年六月三十日」に改める。

附則第六十二項を附則第六十五項とする。

附則第六十一項中「附則第五十七項」を「附則第六十項」に改め、同項を附則第六十四項とする。

附則第五十九項中「附則第五十七項」を「附則第六十項」に改め、同項を附則第六十二項とし、附則第五十三項から第五十八項までを三項ずつ繰り下げる。

附則第五十二項中「定めるものの取得」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同項の自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）の取得」を、「昭和六十二年三月三十一日」の下に「（メタノール自動車の取得にあつては、昭和六十三年三月三十一日）」を加え、同項を附則第五十五項とし、附則第五十一項を附則第五十四項と

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

する。

附則第五十項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十三項とし、附則第四十九項を附則第五十二項とする。

附則第四十八項中「昭和六十年度分及び昭和六十一年度分の自動車税に限り、「」を削り、「法附則第十二条の二第一項」を「法附則第十二条の三第一項」に改め、「定めるもの」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同項の自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）」を、「税率は」の下に「昭和六十一年度分（メタノール自動車にあつては、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分）の自動車税に限り」を加え、同項を附則第五十一項とし、附則第四十七項の次の三項を加える。

（県たばこ消費税の税率等の特例）

48 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第七

十一条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る県たばこ消費税の従量割の税率は、第七十四条の規定にかかわらず、千本につき三百六十円とする。

49 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第七

十一条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る県たばこ消費税の従量割の課税標準は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額（同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七条

条の四第一項の規定（たばこ消費税法第十条第二項の規定の適用を受けた製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。）の例により算定した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控除金額
一 噸煙用の製造たばこ イ 紙巻たばこ ロ パイプたばこ	千本につき 千円
ハ 葉巻たばこ	一千ログラムにつき 千円
ニ 刻みたばこ	一千ログラムにつき 五百円
三 かみ用の製造たばこ	一千ログラムにつき 五百円

50 前項の規定の適用がある場合における第七十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「小売定価に相当する金額」とあるのは、「小

売定価に相当する金額から、附則第四十九項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）附則第十四項及び第十五項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- （県たばこ消費税に関する経過措置）
- 3 昭和六十一年五月一日（次項及び附則第五項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた県たばこ消費税については、なお従前の例による。
- 4 指定日前に鳥取県税条例第七十一条第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等（同条例第七十五条第一項第一号及び第二号に規定する壳渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次項及び附則第九項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特措法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号）附則第二十一条第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ消費税を課する。この場合における県たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ消費税の税率は、千本につき百六十円とする。
- 5 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、これら

の者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号。次項及び附則第九項において「昭和六十一年改正法」という。）附則第五条第三項の自治省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ消費税の課税標準となる製

造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ消費税額

三 その他参考となるべき事項

6 昭和六十一年改正法附則第五条第四項の規定により市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

7 附則第五項の規定による申告書を提出了した者は、昭和六十一年十月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ消費税額に相当する金額を納付書によつて納付しなければならない。

8 附則第四項の規定により県たばこ消費税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののはか、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ消費税に関する部分（新条例第七十五条、第七十六条の二、第七十六条の三及び第七十六条の六の規定を除く。）を適用する。

第一号	第二十四条第一項 第七十六条の二第一項 若しくは第三項	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (昭和六十一年三月鳥取県条例第 十六号。第二章第四節において「昭 和六十一年改正条例」という。)附 則第五項
第七十三条第三項	第一項	昭和六十一年改正条例附則第四項
第七十六条の四第 一項	第七十六条の二第一項 から第三項までの規定 によつて申告書	昭和六十一年改正条例附則第五項の 規定によつて申告書
第七十六条の四第 二項	第七十六条の二第一項 から第三項までの規定 によつて申告納付する	昭和六十一年改正条例附則第五項及 び第七項の規定によつて申告納付す る
第七十六条の七第 二項	第七十六条の二第一項 から第三項まで	昭和六十一年改正条例附則第五項
第七十六条の七第 二項	経過する日	経過する日(当該経過する日が昭和 六十一年十月三十一日前である場合 には、同日)

9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内にその営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第四項の規定により県たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ消費税に相当する金額を、新条例第七十六条の六の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ消費税額から

10 拡除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十六条の二第一項から第四項までの規定により、知事に提出すべき申告書には、昭和六十一年改正法附則第五条第七項の自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。  
(自動車税に関する経過措置)  
この条例による改正前の鳥取県税条例附則第四十八項に規定する電気を動力源とする自動車に対し課する昭和六十年度分の自動車税については、なお従前の例による。

11 (自動車取得税に関する経過措置)

新条例附則第五十五項の規定は、昭和六十一年四月一日以後の自動車の取得に対し課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。